

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飛島村は、愛知県の西南部、海部郡の南東端に位置し、東は日光川の中央を境とし、蟹江町・名古屋市港区に、西は筏川の中央を境とし、北は弥富市に隣接し、南は伊勢湾の最北部に面している。人口4,638人（2023年1月31日現在）、総面積22.42km²、農村地帯では、水稻・麦・露地野菜・温室野菜・花卉の栽培が盛んに行われている。

また、村内には伊勢湾岸自動車道・国道23号・302号、西尾張中央道などの幹線道路が走り、名古屋市方面はもとより、中部国際空港や関西方面などへのアクセスに恵まれ、交通利便性の高い広域的な交通の要衝となっている。また2021年5月には、名古屋環状2号線 名古屋西JCTから飛島JCTが開通し、交通利便性はさらに高まっている。さらに南部の名古屋港西部臨海工業地帯には飛島ふ頭を擁し、産業や物流の拠点となっている。昔ながらの田園風景と名古屋港を中心とした貿易の拠点としての機能が共存している村である。

飛島村の人口構造は、人口における15歳未満の割合が約13%、15歳から64歳までの生産年齢の割合が約57%、65歳以上の高齢者の割合が約30%となっている。

(2023年1月31日現在) また、生産年齢の割合は減少傾向にある一方で高齢者の割合が増加しており、高齢者化が進んでいる。

飛島村の産業構造は、令和3年経済センサスによると事業所数は737事業所、業種は、小売業、製造業、建設業、飲食業、運輸業、不動産業、医療・福祉等様々な業種で構成されており、その内訳は多くの中小企業者で構成されている。

現在、飛島村内の中小企業者は、人手不足、売上低迷、原材料価格の高騰等の課題に直面しており、現状を放置すると村内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、飛島村の経済発展を継続させるためには、中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、先端設備等の導入による国際競争力の強化を図ることは、喫緊の課題である。

(2) 目標

飛島村では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで村内の経済発展を目指す。これを実現するための目標として飛島村は、中小企業者が申請する先端設備等導入計画における認定目標件数を、計画期間の2年間において10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（「中小企業等の経営強化に関する基本指針」に定めるものをいう。）が年率平均3%以上向上することを目

標とする。

2 先端設備等の種類

飛島村の産業は、水稻、葱、ほうれん草などの農林水産業、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、物流をはじめとした多くのサービス業と多岐に渡り、令和3年経済センサスによると業種割合は、運輸業（29%）、製造業（21%）、小売業（18%）、建設業（5%）、飲食業（4%）、不動産業（4%）、医療・福祉（2%）と多様な業種が飛島村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

飛島村は、北部から南部まで高速道路や国道などの幹線道路が存在し、その周りには製造業や物流をはじめとした多くの産業が存在している。

さらに、南部の名古屋港西部臨海工業地帯には、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、コンテナターミナルや物流等、多くの事業所が集積している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域とする。

（2）対象業種・事業

飛島村の産業においては、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、物流をはじめとした多くのサービス業、水稻や葱、ほうれん草などの農林水産業等と多岐に渡り、多様な業種が飛島村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けたこれらの事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、生産能力の向上や事業基盤の構築による地域経済の活性化を目標としているため、村内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とすることとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。
- ② 健全な地域経済発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。
- ③ 納税の公平性に配慮するため、村税に滞納がある場合（法人の場合は、代表者に対する課税分を含む。）は、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。